

自治体における防災・減災のための 事業に対する国の財政支援を求める意見書

地方自治体が所有・管理する社会資本（道路橋りょう、上下水道等）の整備は、高度経済成長期の発展とともに、昭和40年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が改築期（建設後30年から50年）を迎えています。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もありますが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はどうか、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にあります。

国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋で老朽化のための補修が必要な全国およそ6万の橋のうち、89パーセントが厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることがわかったとの報告がありました。

よって、政府におかれては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策等の防災・減災のための事業について、重点的な予算配分を行い、地方負担額の軽減措置を講ずるよう要望します。

具体的には、橋りょう等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修及び防災拠点となる庁舎等の耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引上げなど国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月21日

五條市議会

地球温暖化対策に関する 「地方財源を確保・充実する仕組み」の 構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保していると

している。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組を山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、政府におかれては、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積にに応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

五條市議会